

令和2年10月21日

宍粟市長 福元晶三様

宍粟市雇用創生協議会問題
に関する検証委員会 委員長 石原浩史

宍粟市雇用創生協議会の事業運営に係る市の関わりについて（答申）

令和2年2月26日付宍企総第716号にて諮問された宍粟市雇用創生協議会（以下「協議会」という。）問題に関する下記の事項について、調査・審議の結果、別紙のとおり答申します。

記

【諮問内容】

- （1） 協議会の事業に対する市の関わり方
- （2） 協議会で実施していた事業等の協議会解散後の継承等
- （3） 同様の事業形態に対する今後の市の関わり方
- （4） 市が事業主体となる委託事業等に対する実施主体への関わり方
- （5） 今後の市の対応方法、信頼回復の方法等

宍粟市雇用創生協議会問題
に関する検証委員会

答 申 書

令和2年10月21日

【目次】

1	はじめに	P 1
2	雇用創造事業とは	P 1
3	雇用創造事業に取り組んだ経緯	P 2
4	事案の発生	P 4
5	本委員会の設置	P 5
6	事案の発生原因	P 5
7	再発防止策	P 10
8	市が事業主体となる場合の対策	P 12
9	責任の所在について	P 12
10	今後の対応等について	P 13
11	終わりに	P 15
◎	本委員会の開催状況	P 16
◎	委員名簿	P 16
◎	参考資料	P 16
	実践型地域雇用創造事業の概要	P 17
	宍粟市雇用創生協議会規約	P 18

1 はじめに

宍粟市雇用創生協議会問題に関する検証委員会（以下「本委員会」とする。）は、市長からの諮問に基づき、宍粟市雇用創生協議会問題にかかる次に掲げる事項について、調査・審議を行った。

- (1) 雇用創生協議会の事業に対する市の関わり方
- (2) 雇用創生協議会で実施していた事業等の協議会解散後の継承等
- (3) 同様の事業形態に対する今後の市の関わり方
- (4) 市が事業主体となる委託事業等に対する実施主体への関わり方
- (5) 今後の市の対応方法、信頼回復の方法等

なお、本委員会は、あくまで、宍粟市（以下「本市」とする。）の実践型地域雇用創造事業に対する関わり方の観点から、本市の問題点や課題、また、本市の立場から再発防止策や今後の対応について調査・審議を行うものであって、宍粟市雇用創生協議会（以下「本協議会」とする。）にて行われた不正行為・不適正な会計支出について、直接、調査・審議を行うものではない。

2 雇用創造事業とは

実践型地域雇用創造事業とは、厚生労働省が所管する地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第10条第1項に基づく事業である。その内容は、市町村等が「雇用創造（創生）協議会」を立ち上げ、その協議会から提案のあった雇用対策に係る事業構想について、厚生労働省がコンテスト方式により、雇用創造効果が高く地域の産業及び経済の活性化等に資すると認められるものを選抜（採択）し、当該協議会に提案のあった事業の実施を委託するものである。

そして、「雇用創造（創生）協議会」とは、市町村及びその市町村の経済団体等の関係者が、その地域の特性を生かし雇用機会を創出する方策を検討するために立ち上げた、当該市町村及びその市町村の経済団体等の関係者から構成される権利能力なき社団である（地域雇用開発促進法第2条第3項第4号）。

委託を受けた「雇用創造（創生）協議会」は、厚生労働省（労働局）から、年度ごとに委託費の概算交付を受け、それを原資に提案した事業を実施するが、この委託費は委託契約に

基づく対価的性格を有するものであって、補助金のような助成的性格のものとは異なる。

また、委託を受けた協議会は、厚生労働省（労働局）に対し、事業終了後（年度ごと）に精算報告書を作成・提出し、概算交付を受けた委託費に残額が生じたとき、又は委託費を不公正に使用したとき等は、厚生労働省（労働局）に返還することとなる。

※ 「実践型地域雇用創造事業の概要」について、17ページに掲載

3 雇用創造事業に取り組んだ経緯

(1) 平成28年から、宍粟市波賀町において、後の本協議会の事務局長となるA氏が中心となって、ミツマタ事業（ミツマタの苗木の育成、ミツマタから紙幣の原料を採取する事業等）を開始し、平成29年5月には一般社団法人ミツマタの郷を設立した。同法人の代表となったA氏は、本市の市役所に複数回来庁し、ミツマタを活用した事業の拡充構想を話していた。

(2) その後、平成30年6月18日に、A氏は本市の産業部長を訪ね、ミツマタ事業を含めた実践型地域雇用創造事業の構想を説明した。その内容は、森林・観光・ジビエの分野で雇用を生み出し地域を活性化するため、協議会を立ち上げ、厚生労働省（労働局）から委託を受け、同事業に取り組みたいというものであった。また、当該協議会は、市内を中心に賛同してくれた団体等で構成し、かつ、協議会には事務局員を複数名雇用し、民間事業者で推進していきたいとのことであった。

(3) 平成30年6月22日には、A氏及びA氏の提案に賛同する市民5名の計6名（以下「A氏等」とする。）が来庁し、本市の市長に実践型地域雇用創造事業の説明を行い、協力してほしい旨を伝えた。その説明の中で、同事業に応募するためにはまず協議会を立ち上げる必要があり、また、事業の応募期限は同年7月9日であることも伝えられた。加えて、A氏等から、協議会の会長は当該地方公共団体の長になることが多いとのことで、市長に対し、是非会長へ就任してほしい旨の依頼があった。

A氏と一緒に来庁した市民の中には、本市や周辺地域において林業振興に携っている林業事業関係者が数名おり、これらの者は、本市としてもその人となりを認識していた人たちであった。また、提案の内容は、森林資源を最大限に活用して、地域及び地域経済の活

性化に資するとともに、雇用創造事業を行うというものであり、本市が抱える行政課題の解決に結びつくと思われるものであった。

そのため、本市は、A氏等に対し、「地域活性化、産業の振興、雇用創出は大きな行政課題であり、取り組む方向性は一致している。時間的な問題もあり、実践型地域雇用創造事業に本市が主体的に取り組むことは難しいが、行政として支援が必要と考える。」と伝え、会長就任についても「国への申請がスムーズに進む等のメリットがあるのであれば、市長個人として引き受ける。」と回答した。あわせて、この件に関する本市の窓口について調整するよう市長から指示があり、本市の産業部長と企画総務部次長が対応することとなった。

- (4) 続く平成30年7月3日、本協議会の設立総会が開催され、会長に本市の市長、副会長及び会計責任者にB氏、事務局長にA氏が就任し、当面の事務所はC社に置くこと、本市の役割は事業推進に関する助言や指導であること、事業会計に関する責任部分が本協議会の規約（以下「本規約」とする。）に規定されていること等を確認した。

本規約はA氏を中心に作成されたようであり、第5条では会員の一人として「宍粟市長」の記載がなされるとともに、第16条第3項では「会長は本協議会の財産管理を事務局及び会計責任者に委託できるものとする。その際、すべての財産管理の責任は事務局及び会計責任者が負うものとする。」と規定され、事務局及び会計責任者にて本協議会の財産管理ができ、また、その責任は事務局及び会計責任者が負う形になっていた。

- (5) 本協議会の設立総会の開催後、本協議会事務局（事務局長A氏）が中心となって事業の応募に向けた事業構想提案書の作成がなされ、本市は統計数値の確認を行うなどのサポートをした。事業構想提案書以外の参加申込書や適合証明書等、応募に必要な書類についてもほとんど本協議会事務局（事務局長A氏）を中心に作成された。また、この事業構想提案書は、本協議会の事業構想提案書であるとともに、本市が策定し兵庫労働局に提出する地域雇用創造計画を兼ねた内容のものでもあった。

そして、これらの書類は、平成30年7月6日に兵庫労働局へ提出され、同年10月に厚生労働省のコンテストにおいて採択を受け、同年12月3日、本協議会と兵庫労働局との間で「実践型地域雇用創造事業委託契約」が締結されるとともに、同日から事業が開始された。

(6) 事業開始後、本協議会は、兵庫労働局から委託費の支払いを受けるとともに、本規約第16条第3項に基づき、財産管理は、本協議会事務局（事務局長A氏）及び会計責任者（B氏）に委託されていた。

この事業の委託期間は3年度にまたがっており、兵庫労働局から支払われることになった（支払われることになる）委託費は、平成30年度は28,815,000円、平成31年度（令和元年度）は73,207,000円、令和2年度は73,665,000円であり、合計175,687,000円であった。

(7) 平成31年4月10日には、本協議会から兵庫労働局に対し、平成30年度の事業精算報告書を提出し、平成31年4月26日には、兵庫労働局による監査が行われた。監査の結果、何点か指摘事項はあったものの、事業は適正に実施されているとの報告があった。

※ 「宍粟市雇用創生協議会規約」について、18ページに掲載

4 事案の発生

事業開始から9か月後の令和元年8月末頃、本協議会が行う実践型地域雇用創造事業のセミナーにおいて、次のような不正行為が行われていると、兵庫労働局宛てに通報があった。

- ・セミナーで事務局員が講演を行っている（予定された講師は講演していない）。
- ・セミナーに講師を招いているが、その講師が十分な対応をせずに報酬を受領している。
- ・セミナーの参加者数を水増ししている（参加者が事務局員のみだったこともある）。

この通報を受けて、兵庫労働局で調査が開始されるとともに、令和元年10月8日に本市の市長と産業部長が兵庫労働局に呼び出され、不正行為が行われているとの通報があったことが伝えられた。

その後すぐに兵庫労働局から現地監査・特別調査を実施したい旨の連絡があり、令和元年10月11日に本協議会事務所において同監査・調査が実施され、同月30日に兵庫労働局から本市に対し、不正行為・不適正な会計支出があるとの報告がなされた。

なお、令和元年11月20日付けで本協議会と兵庫労働局との間で締結されていた「実践型地域雇用創造事業委託契約」は解除された。

5 本委員会の設置

事案の発生を受け、本市は、雇用創造事業に対する本市の関わり方に問題はなかったのか、今後同様の事業形態があった場合に本市としてどう関わっていくべきか、市民に対しての信頼回復の方法等について、調査・審議する必要があると判断し、本委員会を設置した。

6 事案の発生原因

今回の事案において、不正行為・不適正な会計支出が発生した原因については、様々な原因が考えられる。

その発生原因が、第一に、不正行為・不適正な会計支出に関わった者にあることは当然であるが、本委員会では、本市の本協議会の事業に対する関わり方からの原因について検証する。

(1) 実践型地域雇用創造事業への理解不足並びに同事業における本市及び本市の市長の立場の理解不足

ア 原因の1つ目、特に重視すべき原因として、本市が、実践型地域雇用創造事業について理解が不足していたこと及び同事業における本市自身の立場について理解が不足していたことが挙げられる。

また、本市の市長について、本協議会の会長に就任しているにもかかわらず、その立場について理解が不足していたことが挙げられる。

イ 実践型地域雇用創造事業は「雇用創造に自発的に取り組む地域（協議会）から提案された雇用対策の事業構想のうち、雇用創造効果が高いものを選抜し、同事業を行う協議会に委託するもの」であって、実施主体になるものは当該協議会である。また、実践型地域雇用創造事業制度の根拠となる地域雇用開発促進法に、市町村が当該協議会を監督しなければならないという規定があるわけではない。

さらに、本市の場合、あらかじめA氏等に、本市が主体的に取り組むことは難しいこと、行政として支援するという意味で関与をすることしかできないことを伝え、平成30年7月3日の本協議会の設立総会においても、本市の役割は事業推進に関する助言や指導であることが確認されている。

加えて、上述したとおり、本市の市長は、あくまで個人として引き受けることを、A氏等に伝えたうえで、本協議会の会長に就任している。

そして、財産管理について、本協議会の会長である本市の市長は、本規約第16第3項に基づき、事務局（事務局長A氏）及び会計責任者（B氏）に委託していた。

ウ（ア）しかしながら、実践型地域雇用創造事業を行う「雇用創造（創生）協議会」とは、上述したとおり、市町村等が、その地域の特性を生かし雇用機会を創出する方策を検討するために立ち上げた権利能力なき社団である。

また、その構成員に当該市町村が含まれていることが前提とされている（実践型地域雇用創造事業実施要領）。そのため、本協議会から兵庫労働局に提出された適合証明書にも、「地域雇用開発促進法…に規定する自発雇用創造地域である市町村…を構成員とする地域雇用創造協議会であること。」という条件を満たしていることが記載されている。

よって、本協議会についても、本市自身等がその地域の特性を生かし雇用機会を創出する方策を検討するために立ち上げたものであり、かつ、本市自身が構成員になっているものと言わざるを得ない。

（イ）さらに、厚生労働省職業安定局地域雇用対策課が作成した実践型地域雇用創造事業に関するQ&AのQ12には、「事業終了後に何らかの問題が生じた場合、責任及び補償は市町村（県）に帰属するものとします。（例えば、協議会解散後に委託費の返納が生じた場合などが考えられます。）」と記載されており、本協議会の事業終了後に何らかの問題が生じた場合、本市にはその責任及び補償の問題が生じ得る。

（ウ）そのため、上記イ記載の事情があったとしても、本市は、本協議会に対し、事業推進に関する助言や指導をすることに留めるのではなく、本協議会を立ち上げた者として、また、本協議会の構成員として、さらに、場合によっては責任及び補償の問題が生じ得ることを踏まえて、本協議会において、不正な行為が行われていないか、チェックすべきであった、といえる。

（エ）しかしながら、本市においては、上記立場を前提としたうえでの本協議会への対応はもちろん、その検討自体行っていたようには思われない。

(オ) 以上のことから、本市は、実践型地域雇用創造事業について理解が不足し、及び同事業における本市自身の立場について理解が不足していたと言わざるを得ない。

エ また、本市の市長は、本協議会の会長に就任しているところ、本規約第6条第2項に「会長、…は、本協議会を代表し、その業務を総理する。」とあり、その他、総会の議長を務め（本規約第9条第2項）、事務局及び会計責任者に委託しないならば本協議会の財産を管理する（本規約第16条第2項）等、本協議会を総理することができ、また、適切に運営することができる立場にあった。

しかしながら、本市の市長においては、上記立場を前提としたうえでの本協議会への対応はもちろん、その検討自体行っていたようには思われない。

なお、本市の市長の会長就任は個人として引き受けたとのことであるが、「市長」という立場を前提に会長に就任している以上、また、本市自身等が立ち上げ、かつ、本市自身が構成員になっている本協議会の会長である以上、個人の問題と考えることは困難であると言わざるを得ない。そもそも個人の問題であるからといって、本協議会の会長の立場を理解しなくても良いものではない。

そのため、本市の市長は、実践型地域雇用創造事業の協議会における会長としての立場についての理解が不足していた、と言わざるを得ない。

(2) 本協議会設立にあたっての調査・検証不足

原因の2つ目として、本協議会設立にあたっての調査・検証が不足していたことが挙げられる。

本市がある事業に何らかの形で関与する場合、当該事業を行う背景、目的、手法、効果、必要となる費用、事業の主体者や関与者はどのような者か、管理やチェックはどうすべきか、本市はいかなる責任を負うのか、問題発生時にはどのように対処すべきか等、多方面から十分に調査・検証し、場合によっては関与を見合わせることにしたり、計画の変更等を求める必要がある。確かに、本市の場合、上述したとおり、本協議会設立前の平成30年6月22日にA氏と一緒に来庁した市民の中には、本市や周辺地域において林業振興に携っている林業事業関係者が数名おり、これらの者は、本市としてもその人となり認識して

いた人たちであったし、また、本協議会の設立総会においては、本市の役割は事業推進に関する助言や指導であることが確認されている。しかしながら、本協議会のように兵庫労働局から多額の委託金を受けることになっているのであれば、やはり、本市独自に改めて上記点について、十分な調査・検証が必要であったと思われる。本協議会の場合、市長が会長に就任しているため、なおさら、必要であったと言わざるを得ない。

そのため、本市が関与するにあたり、十分な調査・検証が必要であったのであるが、実際には、平成30年6月18日にA氏が本市の産業部長を訪れてから、わずか4日後に市長の会長就任を求められ、さらにその11日後には本市の市長を会長とする本協議会の設立総会が開かれている。本市がA氏等から話を聞いてから、本市が関与する形での本協議会の設立に至るまでの期間は極めて短い。そして、本市の名で提出するものも含め、応募に必要な書類は本協議会事務局（事務局長A氏）を中心に作成されている。そのため、本市として独自に十分な調査・検証をしたとは言い難い。事業の応募期限が平成30年7月9日であったことから急いだようであるが、逆に、A氏等が、本市に検討する時間を与えなかった可能性も否定できず、本市にとっては、拙速であり、問題のある対応であったと言わざるを得ない。

(3) 本市の責任感の不足

原因の3つ目として、本市の責任感が不足していたことが挙げられる。

本市は、実践型地域雇用創造事業に応募する段階から、民間主導で事業を実施することにより、民間事業者のノウハウや機動性を活かすことを重要視していた。

他の市町村の団体においてあまり例はないものの、民間主導で事業を実施したことは決して悪いわけではない。一般的な官から民への考え方においては、民の良さを活かすためには官の関与は小さいほうが望ましいとされており、その点からも本市の手法が間違っていたとまではいえない。

しかし、民間を活かしたい気持ちが前面に出過ぎたあまり、責任感が不足し、結果として、本市として本協議会に関与する意識が希薄となってしまったと思われる。

また、責任感が不足していたからこそ、本市の市長が会長に就任しているにも関わらず、会長としての責任についても、十分な認識を持てなかったのではないかと思われる。

(4) 本市のチェック体制の不足

原因の4つ目として、本市の本協議会に対するチェック体制が不足していたことが挙げられる。

他の市町村の団体は、何らかの形で、市町村が協議会の実践型地域雇用創造事業をチェックできる体制を構築していた。具体的な内容として、人的なサポートとして職員の兼務及び職員OBの配置等、また、市町村と協議会の間での定期的な会合や情報共有、協議会事務所の市役所内又は近隣での設置、イベント実施の補助、事業決裁や支出調書の確認等が挙げられる。

中でもほとんどの団体で市町村による支出調書の確認は行われており、不正行為・不適正な会計支出がないか、チェックできる体制を構築していた。

一方、本市の事業への関わりとしては、組織運営のサポートとして、本協議会の設立当初に必要な決裁規程や会計規則など、本市が通常の業務で用いる各種ルールの提供等を行っていたとのことであるが、前述した民間事業者の機動性を活かしたい思いもあり、事業決裁や支出調書の確認については、本協議会事務局内で完結している状態であった。

しかしながら、当該事業は厚生労働省（労働局）の委託事業であり、委託費の経理処理についてはより厳格な運用が求められていたこと、本協議会の会長は市長であり、その立場から総理し、適切に運営することができたことを踏まえると、一定の割合で、本市が事業に関与することができるよう、本市が本来持つ堅実な部分を活かしたチェック体制を構築することが必要だったと思われる。

(5) 本市の事業内容への理解不足

原因の5つ目として、本市の事業内容への理解が不足していたことが挙げられる。

今回の事案では、セミナーにおける参加者の水増しや、予定されていた講師が講演を行わず本協議会事務局員が講演を行う等の不正行為が起きているが、本市が事業内容を十分に理解できていれば、セミナーで参加者を集めることが容易ではないこと等、事業を実施するに当たっての留意点や問題点を把握でき、不正を防ぐことができたのではないかと思われる。

また、事業内容を十分に理解できていれば、たとえ事業が開始された後であっても、その進捗状況や課題に関する意見交換を行い、また、実践型地域雇用創造事業委託マニュアル等を踏まえたうえでの的確な指導を行うなど、本協議会に対する適切なチェックが可能であり、不正を防ぐことができたのではないかとと思われる。

7 再発防止策

再発防止とは、問題の根本的な原因を究明し、その原因となるものを取り除き、対策や改善を行うことである。今回の事案の発生原因が、第一に、不正行為・不適正な会計支出に関わった者にあることは当然であるが、6で挙げている本市の関わり方の面から検証した原因に対する再発防止策について、以下のとおり挙げる。

(1) 実践型地域雇用創造事業への理解不足並びに同事業における本市及び本市の市長の立場の理解不足に対する再発防止策

実践型地域雇用創造事業をはじめ、本市が関与する国の委託事業等の制度を利用する場合は、特に発生する法律関係やその責任など、制度設計等について、十分な理解が必要であることから、法令や省庁が作成した実施要領、マニュアル、Q&A、さらに作成した規約、契約書等について徹底的に読み込み、趣旨、目的及び内容を整理し、理解すること。

(2) 協議会設立にあたっての調査・検証不足に対する再発防止策

協議会を設立する前等、事業に取り組む当初の段階において、事業に対する理解を深めたうえで、本市の関与や責任の度合い又は委託費等の額に応じ、事業に関わる者やその事業による効果、リスクの洗出し等、先入観を持つことなく、本市で独自の調査・検証を行い、その状況により、事業計画等の見直しを求めること。また、特に本市の責任の度合いが大きい場合や委託費等の金額が高額である場合には、短期間で決定することは避け、調査・検証する期間を十分に確保すること。

(3) 責任感の不足に対する再発防止策

ア 役割・責任の明確化

事業に取り組む当初の段階において、委託先事業者と本市の間で承諾書等の書面を取り交わし、それぞれの役割・責任を明確にすることで責任感を高めていくとともに、当該書面には、何らかの問題が発生した場合はその解決に向けお互いに協力する義務について、規定しておくこと。

イ 人的支援等

国等から一定以上の委託費の交付を受ける事業の場合は、本市の担当部署及び担当者
を明確にすることで、責任感を高めていくとともに、組織として関与していく体制を整
備すること。また、状況に応じて、当該事業に必要となる人的支援を検討すること。

(4) チェック体制の不足に対する再発防止策

ア 支出調書の確認等

事業の実施にあたり、決裁・会計ルールを明確に定め、一定の条件（金額や事業の規
模等）を満たす場合は、必ず事業決裁や支出調書の確認を行うこととするなど、本市が
積極的に関与する仕組みを整備すること。

イ けん制機能の強化

会計ルール等が整備されたとしても、書類上だけの形式的な確認では、不正行為に対
し委託先事業者へのけん制が効かないことも想定されることから、定期的に進捗確認を
行う場を設定し、また、随時、事業やイベント等が行われる現地確認を行う等、けん制
機能の強化を図ることにより、本市が積極的に関与する仕組みを整備すること。

加えて、当該事業者の事務所を市役所内又は近隣に設置することで、物理的に監督し
やすい環境を整備すること。

(5) 事業内容への理解不足に対する再発防止策

本市が関与する事業であるものの、民間主導で取り組む場合は、事業内容への理解不足が
原因で民間事業者に対する確かな指導ができないといったことがないよう、当該事業者と協働
して事業に取り組む意識を持ち、当該事業内容についての理解に努めること。加えて、本市

のみならず、当該事業者に対しても事業内容や制度についての理解を深める取組み（チェックリストによる自己点検、説明会の開催、定期的な監査、報告書の提出等）を検討すること。

8 市が事業主体となる場合の対策

7の再発防止策については、実践型地域雇用創造事業と同様の事業形態（国等が事業主体で本市が関与すべき委託事業）を想定しているが、本市が事業主体となる委託事業を行う場合の対策については、7の再発防止策を参考に対策するほか、以下の点についても留意する。

（1） 監督機能の強化

本市が事業主体となっている場合は、現状においても、適宜、委託先に対して、指導・情報共有・完了検査等が行われているかと思うが、上記7の(4)イで述べたように、形式だけの確認とならぬよう、委託事業の内容に応じて、随時又は定期的に、委託先の実施体制や現地の確認、中間検査、打合せ等を行うことで、監督機能の強化を図ること。

（2） 委託先の選定段階での確認

委託先の選定は本市のルールに基づき行われているかと思うが、特に法人化していない団体（権利能力なき社団や任意団体）を委託先として選定しようとする場合については、委託先として十分な機能を有しているか、当該団体における意思決定（決裁）の方法、会計のルールその他事業の実施体制を十分に確認すること。

9 責任の所在について

今回の事案は、不正行為・不適正な会計支出に関わった者に、第一の責任があることは当然である。

もっとも、本市は、本協議会を立ち上げたこと、また、本協議会の構成員であること、さらに、場合によっては責任及び補償の問題が生じ得ることを踏まえて、本協議会の設立にあたっては十分に検証等を行うとともに、責任感を持って関与し、また、不正な行為が行われていないかチェックし、事業内容を理解すべきであった。しかしながら、6で記したとおり、本市に

は「実践型地域雇用創造事業への理解不足及び同事業における本市の立場の理解不足」、「本協議会設立にあたっての調査・検証不足」、「責任感の不足」、「チェック体制の不足」及び「事業内容への理解不足」があり、その結果、今回の事案が発生したことは否定できない。そのため、今回の事案の発生について、本市に相応の責任があることは否定できない。

また、本市の市長については、本市に相応の責任があることが否定できない結果生じる「市長というトップとしての責任」があることは当然であるが、本協議会の会長として、本協議会を総理することができ、また適切に運営することができた点を踏まえると、それとは別に、本協議会の会長としての相応の責任もある、と言わざるを得ない。

10 今後の対応等について

(1) 兵庫労働局からの返還命令への対応及び不正行為・不適正な会計支出の全容解明について

本協議会に対しては、兵庫労働局から、令和2年4月13日付で、35,528,057円の委託費の返還命令が出されている。返還期限は同年5月1日とされており、本協議会の通帳等に残された11,997,648円を返還に充てたものの、同日時点で23,530,409円の債務が残った状態である。加えて、同年5月2日以降は残った債務には延滞金・加算金も付され、その金額は、日額換算すると約7,000円である。

本市の返還命令に対する方針としては、「あくまで本協議会（不正行為に関わった者）が返還すべきものであり、本市が立て替えることはない。」とされており、また、令和2年6月3日には、今回の事案の発生後初めてとなる本協議会の総会が開催され、同総会において、「不正に関わった者で返還する。」、「返還問題が解決するまで協議会は解散しない。」、「法的措置も検討する。」ことが確認されている。

本委員会に対する諮問事項に直接は含まれないものの、今回の事案において、委託費の返還が一番重要な問題であり、市民の関心も高いと思われる。未だ返還期限までに全額が返還されていないが、返還問題の解決なくして、今回の事案が終了したとは言えない。

本委員会としては、本市及び本市の市長において、9で記載した責任があることを踏まえ、兵庫労働局からの返還命令を実現するため、不正行為・不適正な会計支出に関わった者に対して厳正に対処すること、さらに、その中で、本協議会における不正行為・不適正な会計支出の全容が解明されることを望む。

もっとも、本市による、本協議会や不正行為・不適正な会計支出に関わった者に対する直接的な調査は任意の範囲に留まり限界があると言わざるを得ない。そのため、本委員会としては、本市が、実施可能な法的措置を検討し、また、捜査機関や兵庫労働局に協力することによって、委託費の返還が実現され、また、不正行為・不適正な会計支出の全容が明らかになることを期待する。

仮に、不正行為・不適正な会計支出の全容が明らかになったのであれば、不正行為・不適正な会計支出を行った者は断じて許さないという強い姿勢をもって対応されたい。

なお、現段階では考えられないが、今後、本市による金銭的な負担を検討せざるを得ない状況となった場合は、相当に慎重な議論が必要であることを付記する。

(2) 本協議会で実施していた事業等の継承等

今回取り組んだ実践型地域雇用創造事業は、兵庫労働局から委託契約を解除された状態であるが、同事業に取り組むか否かにかかわらず、地域活性化・産業の振興・雇用創出は、本市にとって、重要な行政課題である。

本協議会が取り組んだミツマタを中心とした実践型地域雇用創造事業は、中山間地域である本市や近隣の他市町村にとって、耕作放棄地の解消、鹿や猪が嫌うことによる食害防止、荒廃した山肌に根付くことによる土砂流出の防止等のメリットがあり、また、加工事業において障がいのある方を雇用する、木材価格が低迷する中において冬場の貴重な収入源になる等、様々な好循環が期待される事業であった。そのため、この点からも、今回の事案が発生したことは、本市にとって極めて残念なことであったと言わざるを得ない。

しかしながら、本市内でも引き続きミツマタの栽培等に関わっていきいたいという方がいると思われること、また、今回の事業で蓄積された経験を有効に活用するためにも、当該事業について、本市が再び推進・応援できる体制を検討することを望む。

今回の実践型地域雇用創造事業では、民間事業者の力を有効に活用できなかったが、本来、民間事業者が、本市の発展のため地域の課題解決に向け様々な事業に取り組むことは、行政にとって、大変有意義である。

今回の事案が発生したことにより、今後、同様の話が持ち上がったとき、積極的に応援しにくい雰囲気形成されてしまうことが懸念されるが、上述した再発防止策を徹底し、また、

信頼回復に向けた取組みを進めていくことで、市民の不安を払拭するとともに、不正行為を発生させない仕組みをしっかりと整備したうえで、ミツマタ事業に限らず好循環が期待できる事業を構想し、本市の課題解決、すなわち雇用の増大並びに地域産業及び経済の活性化に努められたい。加えて、事業の内容によっては、同様の課題を抱える近隣市町村と連携を図り、周辺地域が一体となって課題の解決に取り組まれたい。

11 終わりに

本委員会は、実践型地域雇用創造事業に対する市の関わり方を中心に、不正行為・不適正な会計支出が発生した原因やその再発防止策、今後の市の対応等について、12回にわたり調査・審議を行ってきた。

今回の実践型地域雇用創造事業について、本市が、民間事業者の機動性・アイデア・ノウハウを有効に活用することで、地域活性化・産業の振興・雇用創出につなげていきたかったという思いは、本市の関係職員へのヒアリング等を通じて、十分に伝わるものであったし、また、理解できるものでもあった。

しかし、結果として、兵庫労働局の調査により、本協議会の不正行為・不適正な会計支出が認定された事実は、厳粛に受け止めなければならない。

不正行為に関わった者に第一の責任があるにせよ、本市として、今回提言している再発防止策等の詳細について十分に検討を重ね、二度と同様の事案が発生しないよう、適切に対応されることを望む。

また、市民の信頼回復に向けた取組みとして、前述した再発防止策の詳細を策定し、それを徹底していくことはもちろんであるが、「不正を行った者は断じて許さない。」という強い姿勢を示すためにも、本市が実施可能な法的措置を含めた、毅然とした対応を実施されたい。

あわせて、本委員会の答申を踏まえたうえでの具体的な対応・再発防止策について、これを市民に周知することで、市民の信頼回復へとつなげられたい。

◎ 本委員会の開催状況

第1回	令和2年2月26日(水)	19:00~21:30	市役所3階庁議室
第2回	令和2年3月4日(水)	19:00~21:30	市役所3階庁議室
第3回	令和2年3月18日(水)	13:25~15:30	市役所3階庁議室
第4回	令和2年5月14日(木)	13:20~15:45	北庁舎4階会議室
第5回	令和2年5月27日(水)	15:30~17:00	市役所3階庁議室
第6回	令和2年6月23日(火)	19:00~21:00	市役所3階庁議室
第7回	令和2年7月7日(火)	15:30~17:20	市役所3階庁議室
第8回	令和2年7月21日(火)	18:55~20:55	市役所3階庁議室
第9回	令和2年8月18日(火)	19:00~20:35	市役所3階庁議室
第10回	令和2年9月1日(火)	19:00~20:35	市役所3階庁議室
第11回	令和2年9月15日(火)	19:00~20:10	市役所3階庁議室
第12回	令和2年10月6日(火)	19:00~20:10	市役所3階庁議室

◎ 委員名簿

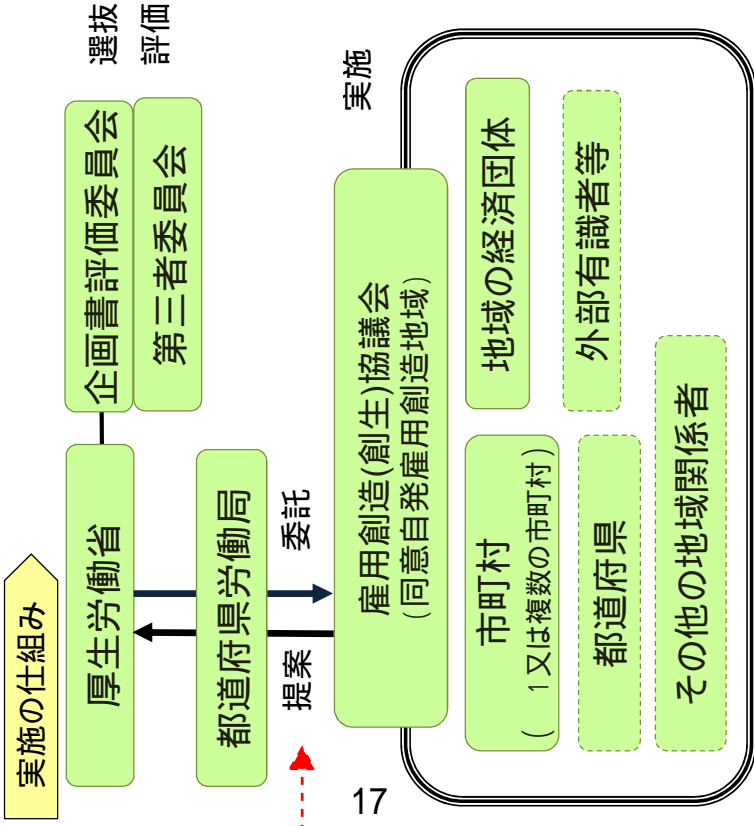
氏名等		備考
石原 浩史	弁護士	委員長
岡本 久典	税理士	
菅原 浩	社会保険労務士	職務代理者
橋本 高志	司法書士	
森脇 常公	警察OB	

◎ 参考資料

- ・実践型地域雇用創造事業の概要
- ・宍粟市雇用創生協議会規約

実践型地域雇用創出事業の概要

- 雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援する事業
- 雇用創造（創生）協議会が提案した雇用対策に係る事業の中から、雇用創造効果が高く、また、波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が高く地域の産業及び経済の活性化等に資すると認められるものを選抜し、当該協議会に対し、その事業の実施を委託する事業



事業内容

地域の特性を活かした重点分野を設定のうえ、以下の雇用対策事業を実施

雇用拡大メニュー（事業主向け）

新規創業、新分野への進出、魅力ある職場づくりなど地域における雇用機会の拡大
 例：創業や事業拡大に必要な技術、ノウハウを提供する研修 等

人材育成メニュー（求職者向け）

地域の人材ニーズ等を踏まえた地域求職者の能力開発や人材育成
 例：スキルアップ研修、職場体験（地域内企業、求職者等のニーズ、シーズに合った就職等に有益なもの） 等

就職促進メニュー

上記のメニューを利用した事業主・求職者などを対象に地域求職者の就職促進
 例：求人情報の収集・提供、就職面接会の開催 等

雇用創出実践メニュー

地域の産業及び経済の活性化等に資する事業の実施による波及的な雇用機会の増大
 例：地域ブランド商品の開発、販路拡大、観光誘客 等

- 実施期間** 同一地域における事業期間は、3年度以内
- 事業規模** 1地域あたり、提案した事業内容に基づき、各年度2億円（複数の市町村で実施する場合は2.5億円）を上限
- 対象地域** 次の、のいずれかに該当する地域
 最近3年間（平均）又は最近1年間の地域の有効求人倍率が全国平均（1）を超える場合には1.0.67未満である場合には0.67）以下であること
 最近3年間又は1年間の有効求人倍率が1未満であって、最近5年間で人口が全国平均以上に減少していること

F14
宍粟市雇用創生協議会規約(修正案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、宍粟市雇用創生協議会と称する。

(事務所)

第2条 本協議会は、主たる事務所を兵庫県宍粟市一宮町生栖 851 番地 2 に置く。

2 本協議会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本協議会は、会員である宍粟市の区域において、宍粟市や経済団体等の創意工夫により実施する地域経済の活性化や雇用機会の創出のための地域再生の具体的取組と相まって、その取組の雇用創生効果を高める事業を実施し、当該地域の雇用構造の改善を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、地域提案型雇用創生事業その他本協議会の目的を達成するために必要な事業（以下「当該事業」という。）を行う。

第2章 会員

(会員)

第5条 本協議会の会員は、次の通りとする。

- (1) 宍粟市長
- (2) 小林温（兵庫県指導林家会会長）
- (3) 垣内文秀（兵庫県林研グループ協議会会長）
- (4) しそう森林組合
- (5) しそう森林王国観光協会
- (6) 東河内株山共有林
- (7) 神姫バスツアーズ株式会社
- (8) 株式会社ホームセンターアグロ
- (9) 株式会社山崎木材市場
- (10) 猟友会宍粟支部
- (11) ホテル日新会館
- (12) NPO 里山ネットワーク
- (13) 株式会社グリーン興産
- (14) 株式会社マインズ
- (15) 兵庫県ミツマタ研究所
- (16) 一般社団法人地域再生研究所

- (17) 若林孝典 (チェンヤーズファクトリー)
- (18) 正木峻雄 (播州山崎藍染織)
- (19) 田上哲生 (ともいき村代表)
- (20) 一般社団法人ミツマタの郷

第3章 役員

(代表等)

第6条 本協議会に、会長1名、副会長1名を置く。

2 会長、副会長は、本協議会を代表し、その業務を総理する。

(監事)

第7条 本協議会に、2名の監事を置く。

2 監事は、財産及び会計並びに業務執行の状況を監査するとともに、これについて不正の事実を発見したときは、総会の招集を請求し、これを総会に報告する。

(選任等)

第8条 会長、副会長及び監事は、総会において選出する。

2 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(構成)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会の議長は、会長が務める。

(権能)

第10条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、本協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第11条 総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員若しくは監事から招集の請求があったとき、開催する。

(定数及び議決)

第12条 総会は、会員の3分の2の出席がなければ開催することができない。

2 総会の議事は、出席会員の全員の賛成をもって決する。

第5章 運営委員会

(構成)

第13条 運営委員会は、各会員の実務担当者等を委員として構成する。

(機能)

第14条 運営委員会は、次の事項を行う。

- (1) 事業計画案の策定
- (2) 事業の具体的な企画・運営に係る事項
- (3) その他事業実施に必要な事項

(開催)

第15条 運営委員会は、委員が必要と認める場合に随時開催する。

第6章 財産及び会計等

(財産)

第16条 本協議会の財産は、寄付金品、財産から生じる収入、事業に伴う収入及びその他の収入をもって構成する。

- 2 本協議会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て別に定める。
- 3 会長は本協議会の財産管理を事務局及び会計責任者に委託できるものとする。
その際、すべての財産管理の責任は事務局及び会計責任者が負うものとする。

(事業構想、事業実施計画及び予算)

第17条 本協議会の事業構想、事業実施計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において、全会員の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第18条 本協議会の事業報告及び決算は、代表が事業報告書として作成し、監事の監査を受け、総会において、出席会員の全員の議決を得なければならない。

(書類の保存)

第19条 当該事業に係る書類は、当該事業終了後5年間とする。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第20条 この規約は、総会において出席会員の全員の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第21条 本協議会は、総会において出席会員の全員の議決を経て解散することができる。

- 2 本協議会の解散の時に有する残余財産は、総会において、出席者の全員の議決を得て、本協議会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(残余財産の処分)

第 22 条 本協議会の解散のときに有する残余財産のうち、国の事業を実施して得た財産は、原則として国へ返還するものとし、個別に協議するものとする。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 23 条 本協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事業推進員及び会計事務責任者を置く。
- 3 事業推進員及び会計事務責任者は、代表が任命する。

(備え付け書類)

第 24 条 事務所には、常に次に掲げる書類を備えておかなければならない。

- (1) 本規約
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 代表、監事及び職員の名簿
- (4) その他必要な書類

第 9 章 補足

(委任)

第 25 条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

付則

- 1 この規約は、本協議会が設立された日又は、変更された日から施行する。